

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	医薬品のインターネット販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	一般用医薬品の販売については、薬剤師または登録販売者による対面での情報提供義務があり、第3類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売（インターネット、郵便、カタログおよび電話等による販売）が禁止されている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法第36条の6、第37条 薬事法施行規則第15条の4第1項、第141条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	動画と音声による双方向通信（TV電話通信）を利用することで、一般用医薬品に関する情報提供義務は全うできると考えられる。 一般用医薬品を販売する店頭に設置した情報通信機器によるTV電話通信または一般用医薬品を販売するサイト上でのTV電話通信を利用して、購入者に必要十分な情報提供を行うことができれば、対面販売を義務付ける必要はなくなると考える。 あわせて、TV電話通信を利用した一般用医薬品の販売を行う際は、厚生労働省、総務省等各所管省庁で制定されている複数の個人情報保護に関するガイドラインの遵守が必要となるため、これらのガイドラインの統合が望まれる。